

鳩山由紀夫総理の偽装献金問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十二月二日

義家弘介

参議院議長 江田五月殿

鳩山由紀夫総理の偽装献金問題に関する質問主意書

鳩山由紀夫総理は、自身の偽装献金問題をはじめ、株式売却申告漏れなど、政治資金や資産について数多くの問題が指摘されているにも関わらず、説明責任を果たしていない。そこで、次の事項について質問する。

一 偽装献金の原資のうち、約九億円が鳩山総理の実母からの提供によると報道されているが、それは事実なのか。

二 実母からの資金提供は、貸付金なのか、それとも贈与にあたるのか。貸付金であるならば、借用書は存在するのか。また、贈与にあたるのであれば、多額な贈与税が発生するはずである。税務署から指摘された場合は、脱税とみなされ、追徴課税され、重加算税や延滞税が発生するのではないか。

三 偽装献金、収支報告書の虚偽記載は、元会計実務担当者によるものか。鳩山総理は、本当に何も知らなかったのか。

四 偽装献金は、実名献金のみだったのか。五万円以下の匿名献金は、二〇〇三年から二〇〇八年までで三億円余りにのぼるが、ここに偽装はなかったのか。

五 「友愛政経懇話会」は、偽装献金者についても、総務省に対して、寄付金控除証明書の申請をし、交付を受けている。これを返還したのか。また、この証明書を用いて税金の還付を受けたのか。もし、還付を受けたのであれば、脱税、詐欺にあたるのではないか。

六 二〇〇二年に加藤紘一衆議院議員（元自民党幹事長）の秘書が、所得税法違反で逮捕された際、鳩山総理が「もし鳩山由紀夫の秘書が同じことを行っていたとすれば、私は、すぐに国民の皆さんに謝罪し、国会議員のバッジを外す」と述べていたが、今もその考えに変わりはないか。

右質問する。